

2024年9月2日

介護費用保証の契約時において署名・押印が不要になります
～入居者の負担軽減・介護事業者の業務効率化に貢献～

株式会社イントラスト（本社：東京都千代田区 代表取締役社長 桑原 豊 以下「イントラスト」）が提供する介護費用保証につきまして、契約手続き時に入所者様の署名・押印が不要となりますので、お知らせいたします（※一部の商品を除く）。

記

【運用変更の背景】

昨今の高齢化に伴い、介護施設への入所者や施設のニーズが日増に強くなっております。これまで、イントラストの『介護費用保証』における契約手続きでは、入所者ご本人様や緊急連絡先の方による契約書への署名・押印が必須となり、手続き負担が大きくなってまいりました。また、介護事業者様においても、書類取り付けや不備対応にかかるご対応に多くの時間を要しておりました。

入所者様へよりよいサービスを提供し、日々多くの業務をこなされている介護事業所職員様の負担を軽減すべく、保証委託契約を締結することに同意がある入所者様が、手続きの際に署名・押印をせずに契約締結が完了するよう運用を変更いたしました。本変更は、イントラストが提供する顧客管理システム（EMS）を導入いただいている介護事業者様に適用いたします。署名・押印を省略することで、入所者様の手続き負担の軽減、また、介護事業者様の業務効率化および作業負担の削減に貢献し、『介護費用保証』の利用促進に寄与すると考えております。

【運用開始時期】

2024年9月2日12時以降にご契約いただく方より適用予定

※後ろ倒しになる場合がございます

以上

今後もイントラストは総合保証サービスのリーディングカンパニーとして専門性やノウハウを最大限活用し、ビジネスの拡大を図って参ります。

【本件に関するお問合せ】

株式会社イントラスト IR担当（証券コード：7191）

TEL：03-5213-0805 MAIL：ent-ir@entrust-inc.jp

URL：<https://www.entrust-inc.jp/>